

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◦ 自己の資産を代償分割の代償金に充てると

Q：私は、父の遺産を相続するに際して、弟に代償分割の代償金1千万円の代わりに、私が以前から所有していた土地（時価1千万円）を渡そうと思います。

そうすると、私に所得税がかかると言われましたが、本当ですか。

A：遺産が分割に適さない種類のものであったり、特定の相続人が事業承継のために大部分の遺産を取得しなければならない事情があるようなときは、遺産そのものを取得できない相続人のため、これを金銭などで精算することがあります。

代償分割とは、このように、相続人間で遺産そのものを取得した人が、他の相続人に対し債務を負担するような分割方法をいいます。

これにより、代償債務を負う相続人（あなた）と代償債権を得る相続人（弟）が生じることになります。

債務を負担する相続人（あなた）が、相続した財産から債務を弁済（履行）をするなら相続税の課税関係が生じるだけですが、自らの固有の財産で履行した場合には、代償債務の消滅による有償譲渡に該当することになり、譲渡所得として所得税が課税されます。

履行をした時の時価により譲渡したとして譲渡収入金額は1千万円となります。

なお、弟さんがあなたから代償金の代わりに取得した土地を他に譲渡した場合には、弟さんの譲渡所得の計算上、取得費は1千万円となります。

